

香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第2号

香川県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第116条第1項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(拠出率)

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の7とする。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、法第116条第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。